

三宅町告示第71-5号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項及び三宅町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成27年三宅町条例第23号）第16条の規定により、令和8年度一般廃棄物の処理に関する計画を次のとおり定める。

令和8年 4月 1日

三宅町長 森田 浩司

令和8年度三宅町一般廃棄物処理計画

1 ごみ処理計画

(1) ごみ処理主体

- ア 収集・運搬 直営
- イ 中間処理 組合（山辺・県北西部広域環境衛生組合）
- ウ 最終処理 組合（山辺・県北西部広域環境衛生組合）

(2) 収集・運搬計画

ア 収集・運搬する廃棄物の量

- 可燃物 1, 362 t
- 不燃物 112 t（粗大ごみを含む）
- プラスチック類 33 t
- 飲料カン・びん 28 t
- 資源ごみ（紙類等） 41 t

イ 収集区域の範囲

三宅町全域

ウ 収集回数

- 可燃物 週2回
- 不燃物 月1回
- 粗大ごみ 随時（リクエスト方式）
- プラスチック類 月2回
- 飲料カン 月1回
- 資源ごみ 月1回

エ 収集の方法

分別収集でステーション方式

オ 収集・運搬物の搬入先

山辺・県北西部広域環境衛生組合廃棄物処理施設  
（やまと eco クリーンセンター・やまと eco リサイクルセンター）

## 2 し尿・汚泥処理計画

### (1) し尿処理主体

収集・運搬は許可業者、処理は天理市に委託

### (2) 収集・運搬計画

#### ア 収集・運搬するし尿・汚泥の量

し尿 1 2 3 k l

浄化槽汚泥 3 8 9 k l

#### イ 収集区域の範囲

三宅町全域

#### ウ 収集回数

し尿 通常 月 1 回以上

浄化槽汚泥 通常 年 1 回以上

#### エ 収集方法

汲取方式による各戸収集

#### オ 集・運搬するし尿・汚泥の搬入先

天理市環境クリーンセンター し尿処理施設

## 3 一般廃棄物の発生抑制計画

資源回収団体に対する助成金

再生可能な一般廃棄物の資源回収活動を行う団体に対して助成金を交付し  
ごみの有効利用及びごみの排出抑制を図る。

## 4 中間処理施設の概要

### (1) ごみ焼却処理施設（やまと eco クリーンセンター）

所在地 天理市岩屋町 4 5 9 番 2

処理方式 全連続熱焼却式炉（ストーカー式焼却炉）

処理能力 2 8 4 t / 日（1 4 2 t / 日 × 2 基）

### (2) 粗大ごみ処理施設（やまと eco リサイクルセンター）

所在地 天理市櫛本町 3 2 4 6 番地 1

処理方式 低速回転式・高速回転式破砕機

（回転式破砕方式、選別、圧縮、貯留）

処理能力 2 3 . 5 t / 5 h

不燃：9 . 1 t / 日 粗大：4 . 6 t / 日

プラスチック製容器包装：4 . 1 t / 日 ペットボトル：1 . 3 t / 日

びん：3 . 0 t / 日 カン：1 . 4 t / 日

【貯留】紙類：3 8 . 7 m<sup>3</sup> / 日 古着：2 . 3 m<sup>3</sup> / 日

小型家電：4 . 7 m<sup>3</sup> / 日 有害ごみ：0 . 1 m<sup>3</sup> / 日

取扱廃棄物

ア 不燃物（燃やせないごみ）・粗大ごみ

イ プラスチック製容器包装・ペットボトル・びん・カン・古紙類・古着・蛍光管・電池・小型家電

(3) 古紙・古着搬入

令和7年度より、民間事業者へ搬入し、資源物として売却を実施

(4) し尿・汚泥処理施設

天理市環境クリーンセンター内 し尿処理場

所在地 天理市嘉幡町180番地

処理方法 高負荷脱窒素処理方式

処理能力 57k1/日

5 最終処分場の概要

大阪湾広域臨海環境整備センター

搬入場所 堺基地 大阪府堺市築港新町4丁4番

処分場

神戸沖埋立処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha

埋立容量 15,000,000m<sup>3</sup>

大阪沖埋立処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha

埋立容量 14,000,000m<sup>3</sup>